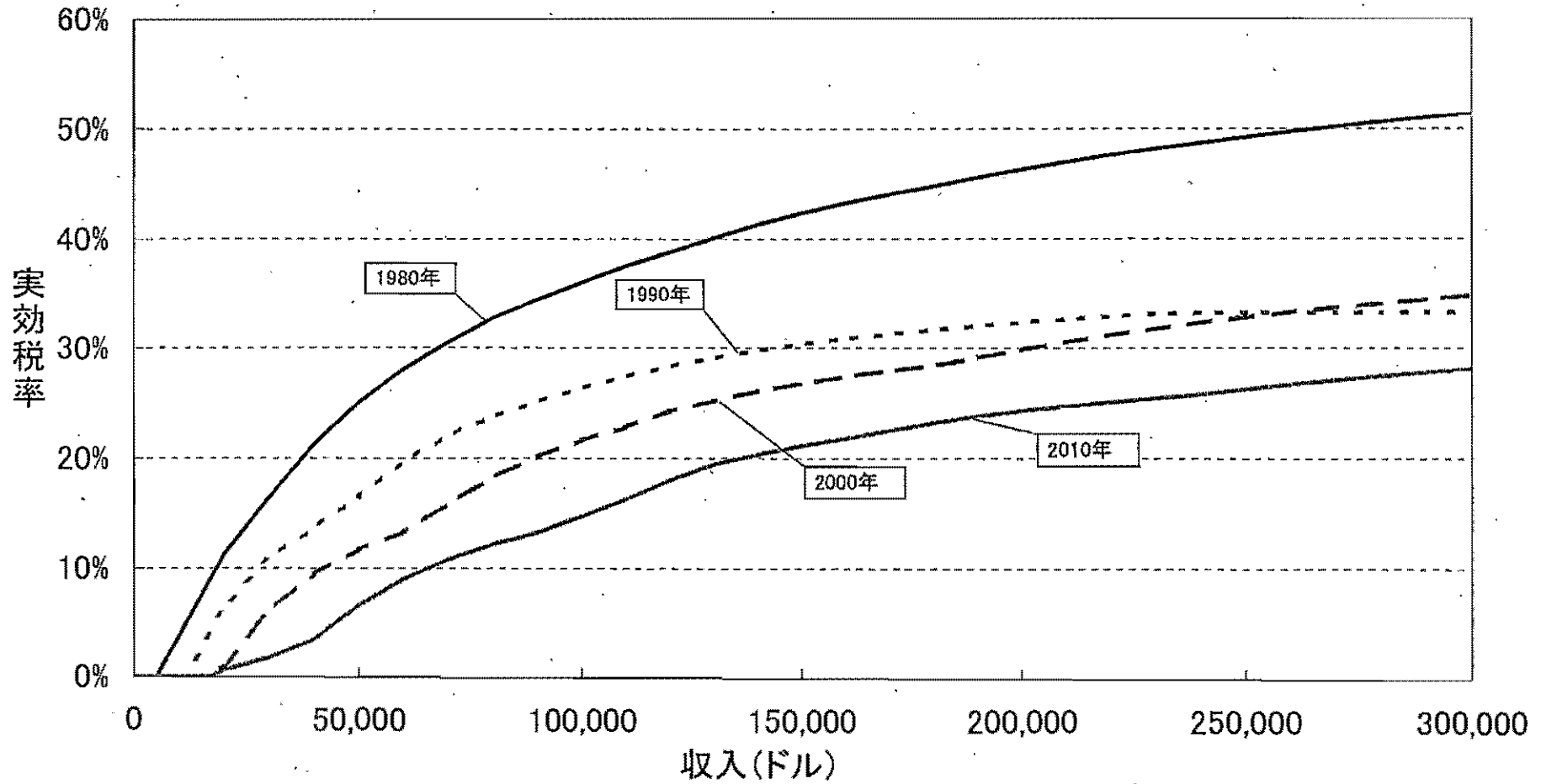


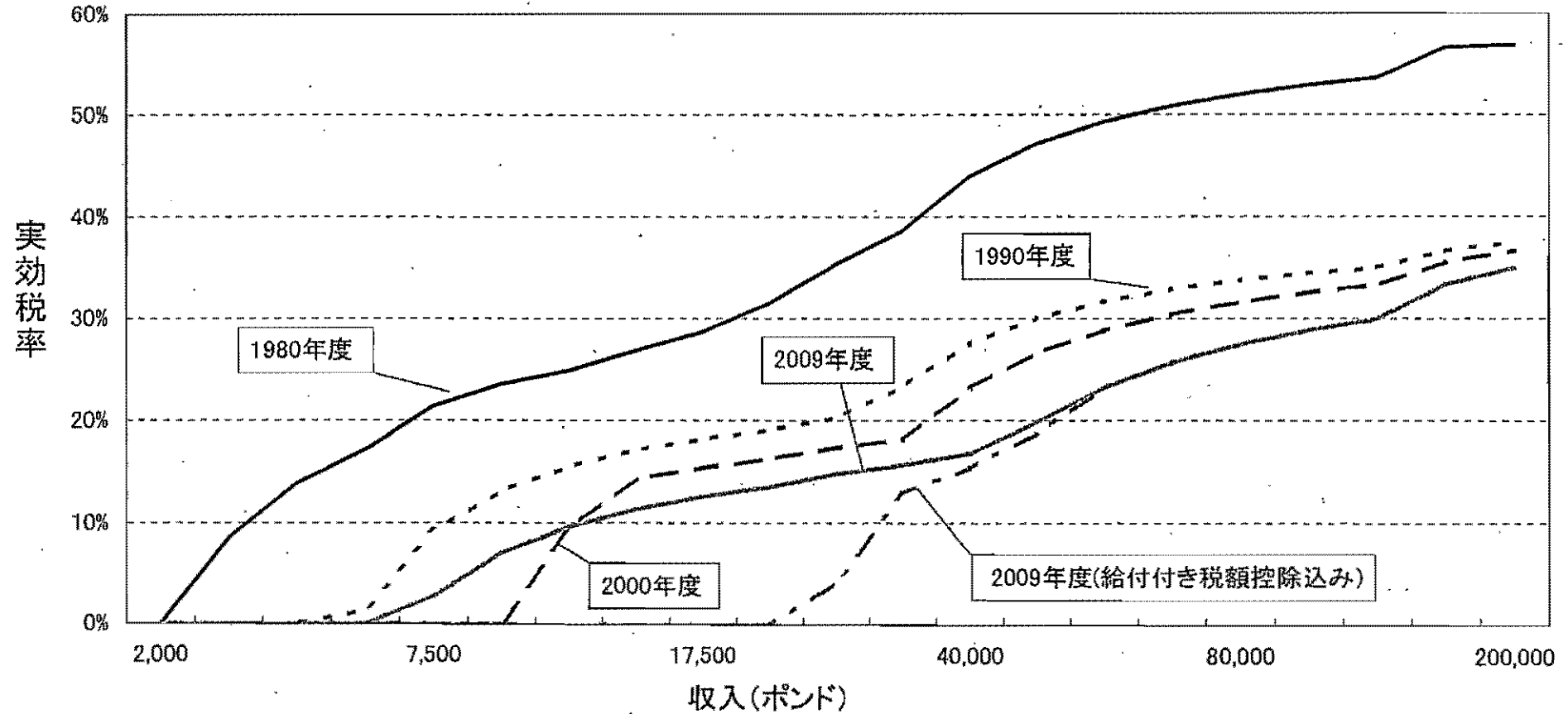
アメリカにおける個人所得課税の実効税率(夫婦子2人の給与所得者)



(注1) 2000年以降は児童税額控除の導入により、子のうち一人が児童税額控除を受けるものとして計算している。

(注2) 地方税としてニューヨーク州所得税を考慮している。

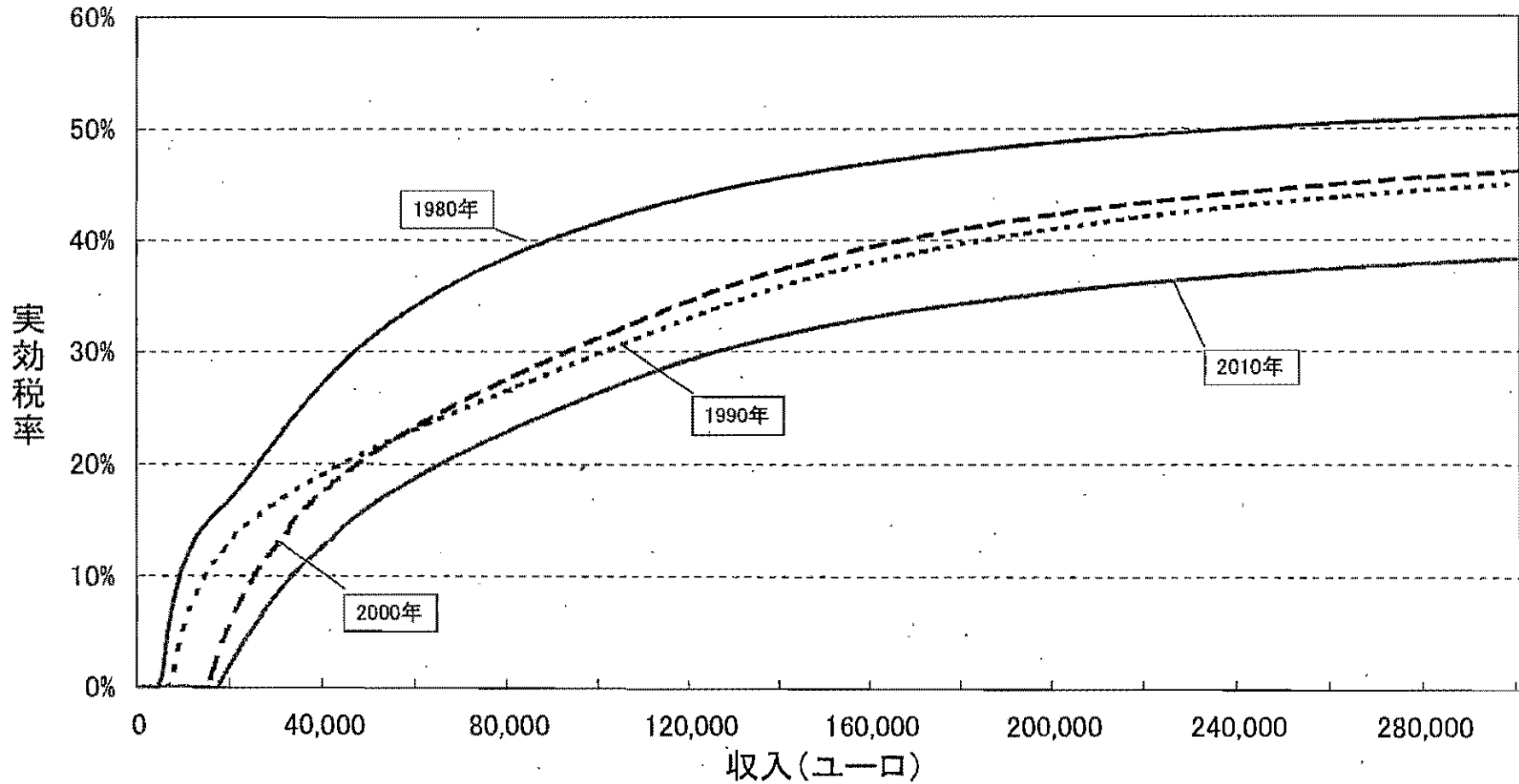
## イギリスにおける個人所得課税の実効税率(夫婦子2人の給与所得者)



(注1) 2000年度の実効税率については、子どもを扶養する勤労世帯に対する就労世帯税額控除(いわゆる給付付き税額控除)を考慮して計算している。ただし、控除できずに給付される金額は考慮していない。

(注2) 2009年度の実効税率については、就労税額控除及び児童税額控除は、算出税額から控除されるものではなく、別途、全額が給付されるもの(いわゆる全額給付の給付付き税額控除)であることから、所得税の実効税率として、給与収入に対する実際の納付税額の割合を国際比較する際には、これらを考慮せずに計算している。

ドイツにおける個人所得課税の実効税率(夫婦子2人の給与所得者)

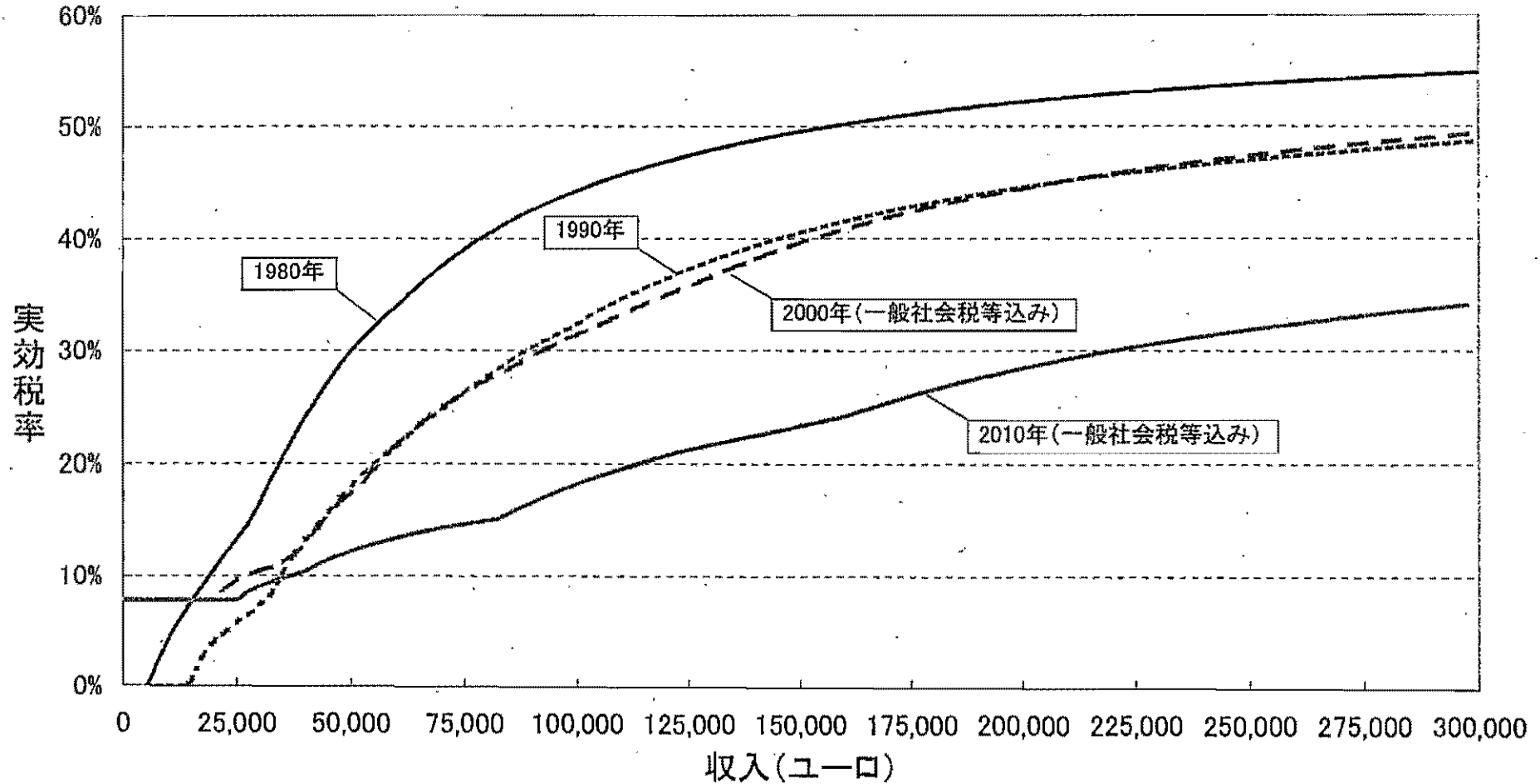


(注1) 各年の実効税率の算出にあたっては、保険料控除を考慮していない。

(注2) ドイツの児童控除(税法上の措置)は、1996年以降は児童手当(給付)との選択適用制であることから、比較の観点から各年の実効税率の算出にあたっては、考慮していない。

(備考) 1ユーロ=1.95583マルクで換算。

## フランスにおける個人所得課税の実効税率(夫婦子2人の給与所得者)



(注1) 各年の実効税率の算出にあたっては、保険料控除の額を考慮していない。

(注2) フランスにおいては、収入に対し定率で課される一般社会税(給与収入に係る税率:1991年導入時1.1%、1998年以降7.5%)及び社会保障債務返済税(1996年導入以降0.5%)があり、2000年及び2010年の実効税率の計算にあたってはそれらを考慮している。

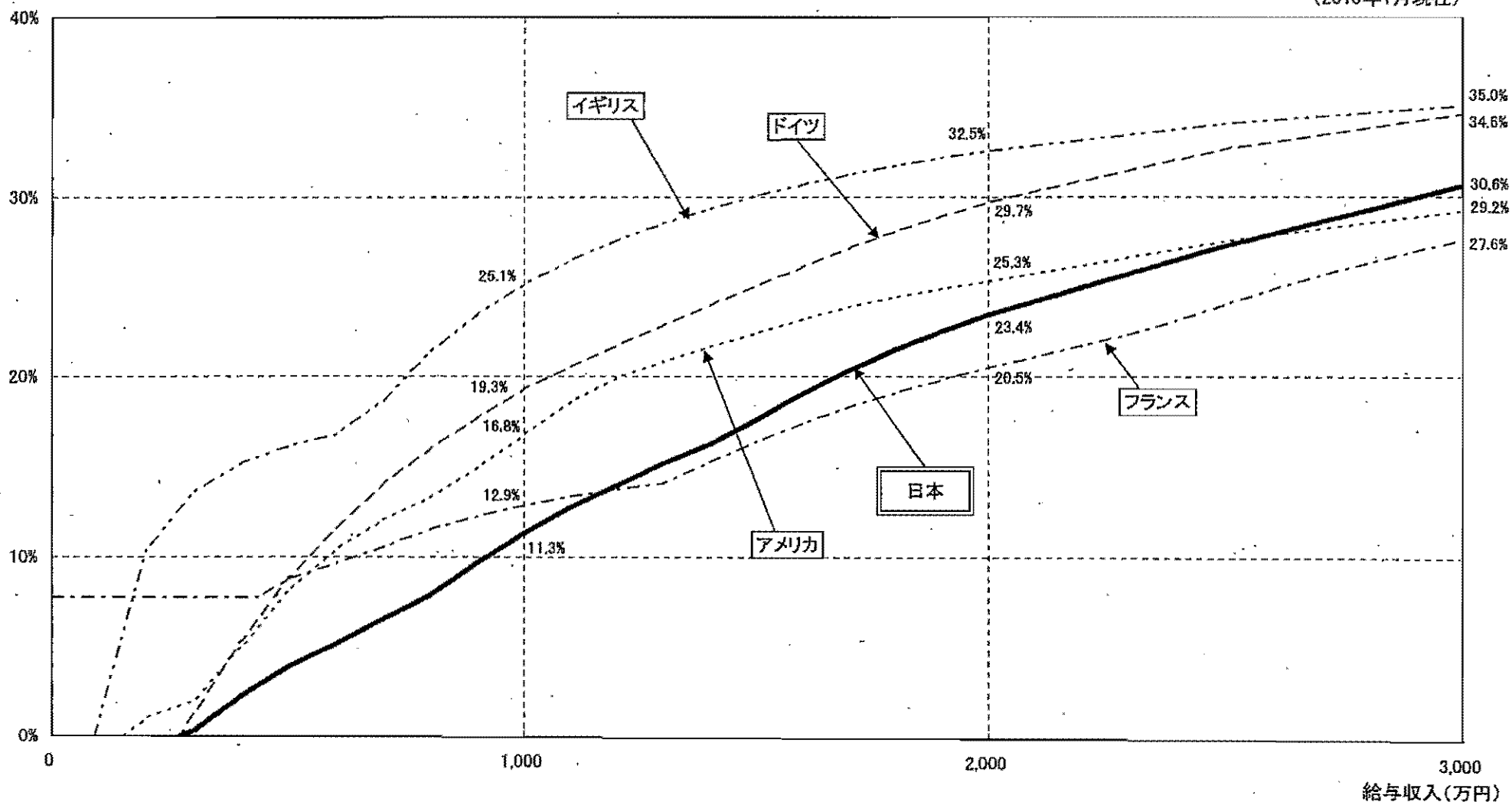
(注3) 2010年については、2001年に導入された雇用のための手当(いわゆる給付付き税額控除)を考慮して計算している。ただし、控除しきれずに給付される金額は考慮していない。

(備考) 1ユーロ=6.55957フランで換算。

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)

未定稿

(2010年1月現在)



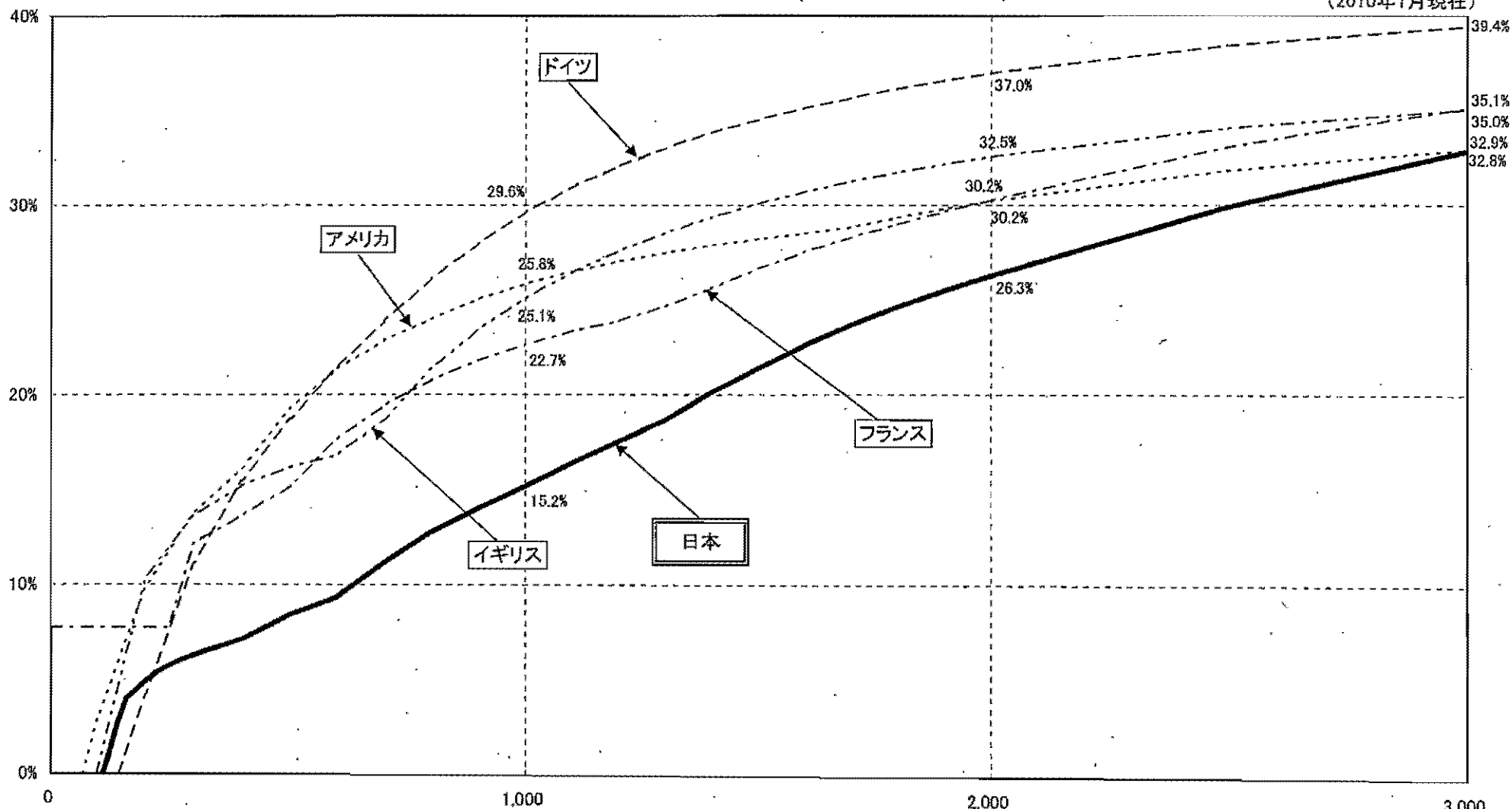
(備考) イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、所得税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて遡減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合、所得税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。  
 2. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。  
 3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。  
 4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。  
 5. 邦貨換算レート: 1ドル=89円、1ポンド=148円、1ユーロ=133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値)。  
 6. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

個人所得課税の実効税率の国際比較(単身の給与所得者)

未定稿

(2010年1月現在)



(備考) イギリスの就労税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、所得税の実効税率として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。なお、給付額は世帯年間収入に応じて漸減することから、仮にこれらを含めて計算しても、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合、所得税の実効税率は上記と変わらない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。  
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。  
 3. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。  
 4. 邦貨換算レート:1ドル=89円、1ポンド=148円、1ユーロ=133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値)。  
 5. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。